

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和6年3月12日(火)午前10時～午前11時54分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 伊藤隆信 委員 片岡健一郎
委員 鬼頭博和 委員 堀江珠恵 委員 日比野 走
委員 榊谷規子

欠席議員 なし

説明員 健康福祉部長 長谷川忍、教育こども未来部長 近藤玲子
行政課長 佐野剛、市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸、長寿介護課長 中野高歳、同主幹 浅田正弘、同主幹 浅野弘靖、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦、同統括主査 山田真理、児童館館長兼地域交流センター長代理 大川真由美

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第12号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第13号	岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第14号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第15号	岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第16号	岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第17号	岩倉市介護保険条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第18号	岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第19号	岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第20号	岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護	賛成多数 原案可決

	予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	
議案第 21 号	岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 24 号	岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	全員賛成 原案可決
陳情第 1 号	職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情	聞きおく
陳情第 2 号	安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情	聞きおく

◎委員長（井上真砂美君） おはようございます。

ただいまより、厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案11件であります。このほか、陳情2件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎教育こども未来部長（近藤玲子君） 皆様、おはようございます。

先日は中学校の卒業式に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。久しぶりに来賓をお招きして、厳粛な雰囲気の中、また温かい形でお祝いをすることができました。また、来週3月19日火曜日には小学校の卒業式がございますので、また御出席のほう、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、議案11件、条例の改正が10件と廃止が1件の御審議をお願いいたします。丁寧な答弁に努めてまいりますので、慎重審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） それでは、審査に入ります。

初めに、議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

審査の前に、健康福祉部長から発言の申出がありましたので、許可いたします。よろしくをお願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（長谷川 忍君） 3月4日の本会議のこの議案第12号の議案質疑中に、塚崎議員から国民健康保険税の滞納世帯割合について問われましたけれども、ちょっとその場では回答ができませんでした。今日、ちょっといらっしゃらないんですけれども、また補正予算の審議もありますので、質問されたところだと思います。

滞納世帯の割合というのは、非常に難しく、国民健康保険の被保険者は極端に言うと日々異動をしておりますので、分母となる世帯数を確定し難いですし、滞納といいますと少し遅れただけでも滞納というふうなことで、どこで判断するのかということとか、年度末においても滞納分から納付していただいている方もいらっしゃるため、滞納世帯を特定するというのもなかなか難しい状況なのかなというふうに思います。

今年度現年分の納付状況で、一定申し上げるとすれば、世帯の滞納割合と

すれば10%強かなというところでお伝え申し上げます。

参考までに、予算を編成する際に愛知県への納付金を算定するために、県から示された令和6年度収納率は95.27%、これで納付するような試算がされております。

ただし、令和6年度の岩倉市国民健康保険予算で、現年度分の収納率についてはちょっと予算書には出てこないんですけど、議案の説明にお渡ししている概要説明を見ていただきますとおり、91%で見込んでおります。

実際に、令和4年度現年分の収納率というのは91.68%が岩倉市の収納状況でございます。令和5年度もほぼ同じ程度になるのかというふうには見込んでおります。

一般的に、収納率というところで判断するというか、公表されていくもので、なかなか世帯割合というのは出てこない、出しづらいというところで、御報告申し上げます。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

では、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議でもかなりの質疑がありまして、保険給付費の伸びよりも、国民健康保険の制度、財政運営が都道府県単位化になったということで、県の事業費納付金に反映されたというところが大きいのではないかとこの議論がかなりあったと思うんですが、保険給付費はそう上がっていない、昨年比の比率が具体的にどうで、県の納付金に反映された分での値上げがどうなのかというところをもう少し具体的に示していただけないでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうですけど、同じような回答になるかもしれませんが、国民健康保険の被保険者数につきましては、だんだん減って、減少しております。社会保険の拡大等がありまして、あと年齢の高齢化等がありまして、被保険者数は年度ごとに減っている状況です。

また、1人当たりの給付費のほうは、医療の高度化とか高齢者が多い世帯が多いですので、国民健康保険につきましては1人当たりの給付費は年々上がっている状況になっております。

県も同様で、同じような形で愛知県のほうもだんだん国民健康保険の被保険者数は減ってきておりますが、1人当たりの給付費というのは岩倉市と同様、増えておりますので、こういった形の県が示す保険税の表示の保険料率が示されたものと考えております。

◎委員長（井上真砂美君） ほか、質問よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 昨年、1人当たりの給付費はやはり薬価、薬がすごい高度化したりとかで上がってきているというのが大きいかと思うんですが、被保険者が減少しているという中で、全体の保険給付費は昨年度比、増えていないという状況ですよね。1人当たりになると増加している。具体的な数字はわかりますか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 詳細についてはちょっとここではわかりませんが、全体の1人当たりの給付費が上がっている状況です。

◎委員（梶谷規子君） 国保運営協議会に所得に対する保険料が示されて、今回は賦課限度額は引き上げられていないので、非常に高い所得の人たちは、今回の保険税の一部改正については全然値上げ、引上げにはなっていないですよ。その人たちというのはどれぐらいいらっしゃるか、わかりますでしょうか。

課税所得が1,000万円以上の世帯は、今回賦課限度額によって、それ以上値上げがされていないと思うんですが。

◎市民窓口課長（富 邦也君） まだ本算定ではありませんので、大体100名ちょっと切るぐらいなのかなと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 賦課限度額の見直しというのは次回、6月議会かで見直しがあるのでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） まだ予定であります。またお願いする予定としております。

◎委員（梶谷規子君） 課税所得が100万円以下の世帯というのが、所得に占める国保税の割合が今回の改定でさらに重い負担になるというふうになるんですが、23.7%から44.6%と所得に占める国保税の割合が44.6%なんていうのは、本当に自分の所得の半分近くも国保税を払わなくちゃいけないという状況になっていくと思うんですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 国民健康保険の課題というところで、年齢層が高いこと、あと離職者が多いというところ、あと所得の少ない方が多い、または医療費のかかる方、病院にかかるといことなので、課題があるというふうに考えております。

このことから、他の保険、社会保険とかそういったいろんなところの保険の負担率が多いというところも把握はしております。国とか県とか私ども皆さん考えていて、認識はしております。

このため、国民健康保険のほうにつきましては、多額の公費を国・県から受けておりますので、あと所得の低い方への軽減、事務費の繰入れとかも入っておりますので、そういったところを見ながら、国民健康保険の保険税率

を参考にし、決定し、低所得者に配慮した形で今回決めさせていただきました。

◎委員長（井上真砂美君） ほか、よろしいですか、質問。

◎副委員長（伊藤隆信君） 私、議員に入ったときには国民健康保険税には資産割というのがございましたけど、今は所得割、均等割、平等割という形が基本になっておりますけど、先ほど部長さんのほうから、収納率が91.68%ということをお聞きいたしまして、実際には、国民健康保険は大事なものだと思うわけですが、所得の滞納とか未納の方は恐らく払ってみえんと思うんですけど、一番国民健康保険で低い方、高い方ということはあるわけですが、実際金額的には低い方とか高い方というのはどれぐらいの差が出ますか。その辺のところをちょっとお聞かせください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 例になりますけど、1人世帯の場合で40歳以上65歳未満の方につきましては、7割の軽減が該当しますので、年間にしますと2万5,700円になります。昨年度は2万2,500円でしたので、今年度、3,200円ほど年間で増額しております。

あと、国民健康保険には賦課限度額がありますので、最高の額としまして、医療分と後期高齢者の支援金分、またあと介護保険分、そうしたものを足しますと限度額として年間104万円を支払うことが一番高い限度額になっておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」反対の討論を行います。

今回の健康保険税条例の一部改正は、保険税率及び税額の引上げの改正であり、物価高騰が続き、市民生活が苦しい中でのこれらの値上げは賛成できるものではありません。

改正理由には、県から令和6年度の確定計数による国民健康保険事業費納

付金及び標準保険料率の算定結果が示されたことからとあります。2018年4月から、国民健康保険の財政運営が都道府県単位化となったことに伴って、愛知県が示す標準保険料率を踏まえなければならないことになってしまっています。

国民健康保険は、所得の低い世帯が多く、所得に占める保険税負担がほかの健康保険より重いという構造的な問題があります。それに関わらず、今回の改正は均等割1人当たりを4万6,800円から5万2,000円に5,200円引き上げ、平等割は1世帯当たりの金額ですが、2万8,300円から3万4,100円に5,800円もの引上げとなっています。

ほかの健康保険では世帯の人数によって変わらない保険料が、国民健康保険は子どもが1人増えると均等割の5万2,000円プラスになる仕組みです。それは、少子化、子育て支援に逆行するという声で、子どもの均等割はなくすべきという運動、世論の高まりによって、ようやく就学前までの子どもに対しては均等割が半額になりましたが、未就学児だけでなく、18歳までの子どもの均等割をしてほしい、また半額でなくゼロにしてほしいという声が上がってきていますが、引き続きやはり声を上げ続けていかなければならないと考えています。

全国知事会でも、国保税を協会けんぽ並みの負担に引き下げするため、国保への国庫負担を1兆円増やすよう、国に要望しております。

もちろん、今回の改正でも、低所得者に対する軽減分を配慮して、均等割と平等割の軽減を図っていますが、特に被保険者1人にかかる均等割の軽減の比重を高くしてもらっていて、それは国庫から出るようになっていますが、まだまだ国庫負担は足りない状況だと考えています。

また、次回の改正では賦課限度額の見直しもされるようですが、今回の改正では課税所得が1,000万円以上の世帯は、賦課限度額によって値上げができません。

一方、課税所得が100万円以下の世帯では、所得に占める国保税の割合が23.7%から44.6%と重い負担になります。これでは、命、健康を守るべき健康保険が重い保険税によって命を縮めることになってしまうのではないのでしょうか。

以上、国保加入者の負担を強いる今回の改正には反対とします。

◎委員長（井上真砂美君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 今回、議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」賛成の立場で討論いたします。

平成30年度から国民健康保険の運営が広域化されたことに伴い、岩倉市に

においては県から示された標準保険料率を踏まえた税率改正をする方針としております。

令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、税制改正を据置きしたという背景があります。令和5年は3年ぶりに、今回この税制改正を行ったということで、被保険者も高齢化により、1人当たりの保険給付費が先ほどの御説明もあったように増加傾向であると。そして、令和6年度においても県全体、岩倉市においても同様で、保険給付費の増加傾向と繰越金の残額状況から、税率改正が必要であると考えます。

令和6年度の税率改正は、繰越金を一部活用し、県が示す標準保険率から世帯にかかる均等割は1,000円未満は切捨てとし、被保険者1人にかかる平等割は100円未満を切捨てとし、また今回介護納付分の均等割は据置きになっていることから、低所得者世帯の引上げによる負担を可能な限り抑制しております。

今なお物価高騰の影響が続く中での税制改正は、被保険者にとっては大変厳しい状況であると思いますが、今回国民健康保険の財政の安定化を図る上でも、このたびの税制改正はやむを得ないものであると考えます。

以上のことから、この議案第12号については賛成といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第12号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号「岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この使用料の定め方ですが、これまでの放課後児童クラブと一緒にされたということですが、午後7時までとなっています。児童館などでは、今も9時まで使用ができるということになっていますが、やはり放課後児童クラブ施設は午後7時までとするのでしょうか。その考え方をお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 一番最初にこの放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例、平成30年に五条川小学校放課後児童クラブができたときに設定させていただいております。このときの当時からの考え方といたしまして、施設の開所時間につきましては、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ、学童保育というところでございますが、この実施時間に合わせて午後7時までと規定をさせていただいております。

ですから、施設の利用時間においてもこれに合わせてるとともに、また職員配置であるとか、施設が学校敷地内にあるということの管理面からも判断して、当時午後7時までとさせていただいておりますので、今回はそれに合わせているというところでございます。

◎委員（梶谷規子君） 管理面からでも学校敷地内ということですが、北小学校などは、五条川でもそうだと思うんですが、地域開放で生涯スポーツの関係で同じ学校敷地内で隣接している体育館、屋内運動場を開放していると思うんですが、夜9時まで。なので、学校敷地内で管理面で7時ということは整合性がないように思うんですが、どうなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 他の施設の運営状況について、私どもからちょっと申すところではございませんが、あくまでも放課後児童クラブというのは、もともとの放課後児童クラブが午後7時まで開所しているということが基本でございますので、施設の運用というところはそこで設定をさせていただいているということがまず第一でございますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梶谷規子君） これまでの放課後児童クラブの目的外使用という状況、他の放課後児童クラブの使用状況はどうなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 本条例、五条川小学校放課後児童クラブができた後に、岩倉北小学校放課後児童クラブのほうも追加させていただいておりますが、放課後児童クラブ施設としての目的外使用の実績はございません。

参考までに、いわゆる9時までの会議等というところにつきましては、引き続き、皆様、児童館のほうでそのままお借りいただいて、会議等は開いていただいているという状況が主なところでございます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第13号「岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今回の一部改正によって、具体的にどういったところが変わってくるのか、お聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回は、国のほうがいろいろとデジタル化を推進していくというところに併せての改正になってございますので、今まで具体的には施設の掲示板に紙で掲示していたというのが、インターネットで見られるように対応していくというところ。また、保存する媒体が具体的に例えば磁気ディスクとかCD-ROMとか、規定をしておる内容でございましたが、今後の技術発展等も見据えまして、媒体の種類を具体的に示さない電磁的記録媒体にするというところが主なものでございますので、一番のところはインターネットで見られるようになるというところであるかというふうには理解しております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第14号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号「岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第15号「岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」、賛成の委員

の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第15号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号「岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 令和7年の4月から、指定管理者制度を導入するというので、この多世代交流センターの設置及び管理に関する条例については、指定管理者制度はできる規定になっているので可能かと思うんですが、指定管理者制度にしていくということでの現在の職員に対しての説明とか理解とか議論とか、そういうものはどのような形で行われて、どんな状況なんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君） 職員に対しては、会計年度任用職員が現場のほうでは勤務をさせていただいておりますけれども、職員につきましては職員の面談であったり、あとは採用のときのそういったやり取りの中で、施設の有効活用ということで様々な手法を検討していくといったところで、指定管理ということもお伝えをしている状況です。

◎委員（榎谷規子君） 施設の有効活用ということのお答えでしたが、目的外使用にも幅広く今後していくということになっていくんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君） 目的外利用というよりは、これまで利用の対象でなかった方も、実際部屋であったり、空いているような状況もございますので、現状の利用者に支障のない範囲で利用させていただいて有効活用を図っていこうという考えになります。

◎委員（榎谷規子君） ということは、これまで65歳以上の方ということで借りられていたお部屋なども、64歳までの人たちも有効に活用できるという状況になるんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君） 先ほど、65歳以上と申し上げられましたが、施設としては60歳以上になります。

す。

60歳以上の方であったり、小学生未満の子及びその保護者、そういった方の利用に支障のない範囲で使っていただくという形になります。

◎委員（梶谷規子君） 1つの部屋が小学生以下の子どもさんと大人という形の、正式な名称を忘れましたが、その部屋もその目的だけではなく、幅広い使い方ということになるのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

子どもルームのことをおっしゃられているかなあとと思いますけれども、子どもルームについては随時使っていただけるようにしておりますので、利用の支障のないといったところで、なかなかその判断がつきづらいというところもありまして、今回は使える部屋といたしましては、すこやかホール、あと大会議室、会議室、研修室、和室に限定をさせていただいております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（日比野 走君） 対象者以外の市民の占用利用に関する事なんでしょうけれども、この改正によって、交流センターさくらの家の利用者がどれだけ増えるかなどの想定はされていますでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

現状、さくらの家の利用者というのがコロナ禍以降、なかなかコロナ禍以前の水準に戻っていないといった状況がございます。当初は利用時間の拡大なども検討はしていたところなんですけれども、その辺りは指定管理を進める中で状況を判断して、また必要に応じて見直しをしていこうと考えているところです。

そういったところで、今回利用を拡大することによってどのぐらい増えるといったところは、まずはちょっとやってみないと分からないところなのかなあというようには思っております。

◎委員（梶谷規子君） どういう指定管理者を想定しているのかというところを今考えていらっしゃるのでしょうか。民間とか、NPO法人とか、具体的に市内の団体だとか、そういった想定は今の状態ではどうなるのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

こちらでも実際、公募をしてどんな団体が手を挙げてくださるのかというところは分かりませんので、現状こういった団体という想定はございません。

◎委員長（井上真砂美君） ほかによろしいですか。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、1点だけ確認させてください。

使えるようになるというのは非常にいいことだと思っています。予約に関してなんですけど、やっぱり幅広く使っていただくという意味合いでは、イ

ンターネットで予約できるような形も検討してはどうかと思うんですけども、今現状、どのように予約を受け付けることをお考えなのか、分かれば教えていただきたいです。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

現状は紙、窓口に来ての申請というような形を取っていますが、将来的にはそういったネット上での予約というのも考えながら進めているところです。

◎委員（片岡健一郎君） ぜひ検討いただきたい。公共施設の予約システムというのはございますので、そこに乘せていただけるとやっぱり市民の方も、ここも利用できるんだということで認識できると思いますので、検討をお願いします。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第16号「岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第16号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君）　ちょっと何点か、お聞かせいただきたいと思います。
高齢者が増えているということで、要介護者の数も増加傾向だと思います。

今分かっている範囲で、一番直近の要介護度別の認定者数、65歳以上の認定者数と割合、また75歳以上の割合も教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

ちょっと要介護度別の認定者数は……。ちょっとお待ちください。

◎委員長（井上真砂美君）　暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（井上真砂美君）　再開いたします。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

まず、令和6年1月末現在になりますけれども、要介護度別の認定者数としては、65歳以上75歳未満の要介護1が463人、要介護2が……。

◎委員（鬼頭博和君）　総数でいいです。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

要支援者の総数として759人、要介護の認定者の総数として1,351人となっております。

ちょっと2月末現在ということで、先ほどとはちょっとずれますが、65歳以上の要支援・要介護認定者数の合計としては2,060人で、認定率としては17.1%となっております。

また、75歳以上の要支援・要介護認定者数は1,859人となっております、こちらは認定率としては26.9%といった状況となります。

◎委員（鬼頭博和君）　ありがとうございます。

今回、乗率がかなり改正されて、高額のところも最高が2.7ということになっていますけれども、これは第9期ですけれども、第8期の県内の最高乗率というのはどれくらいだったのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

第8期でいきますと、愛知県内でいきますと岡崎市と東郷町が乗率としては2.65%という乗率を使っております、こちらが県内では最高の乗率となっております。

◎委員（鬼頭博和君）　ありがとうございます。

ということは、今回はその乗率をちょっと超えるという形の最高乗率となっているということですね。

あと、もう一点、介護給付費の準備基金というのがあると思うんですけれども、こちらについては取崩しをされるのか、また金額等を教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

介護給付費準備基金の取崩しにつきましては、令和5年度末の残高見込額ということで、2億7,578万円を3年間かけて取り崩す予定をしております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 介護給付費が、前年度比で比べると9.0%だと思わんですが、しかし今回の保険料が前年度比、非常に高くなっていて、24.1%高くなっています。

保険給付費は、前年度比だけでなく、3年間の中での介護給付費の伸びを見込んでいるのかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

介護保険では、介護保険事業のうち、介護給付費及び地域支援事業費に係る費用の原則23%分が第1号被保険者保険料で賄われております。

そのため、介護給付費などが増額すると全体の介護保険料も増えてくるといったことになっていきますが、令和6年度から始まる第9期計画期間の保険料につきましては、給付対象者の増加であったり、報酬改定などによる報酬単価が上がるなどによって給付費が増加して、保険料基準額を上げさせていただいておりますので、前年度よりは歳入予算の介護保険料が増加しているといったところになります。

令和5年度の予算上は、6億7,961万6,000円としておりますけれども、2月末現在の歳入調定額を見ても7億1,000万円ほどとなっております。予算上の比較では、24.1%の増加率ということになっておりますが、決算ベースで見ていただくと上昇率としてはもう少し小さくなっていくものと考えております。

◎委員（榎谷規子君） 介護報酬の単価が上がる、その引上げは介護従事者にとっては本当に必要なことだと思うんですが、新聞報道などでも訪問介護のほうは介護報酬引上げになっていないということで、小規模のヘルパー事業所が潰れていくというような状況もされているところですが、介護報酬の引上げが保険料の引上げに連動していくという矛盾は、1号被保険者の介護保険料に連動してしまうという矛盾は、どうにもならないということなんですよね。そこら辺、どうなんでしょうか。

この9期の中では、本会議でも質疑があったように、大きな施設は増えることは見込んでいないということで、やはり介護保険料の算定の大きな矛盾が介護施設は増えていかなければ、特養なんかの待機者がまだいらっしゃるということで、施設は増えていかなくちやいけないという思いはありながら、介護施設が増えるということは65歳以上、第1号被保険者の保険料に跳ね返

って、保険料が引き上がってしまうという矛盾があるんですが。9期の中では、施設は増えることは見込んでいない、介護報酬が引き上がることによってということが保険料の引上げの中に大きな要因としてあるということなわけですが、そこはこれまでの保険給付費と当てはめるような算定の仕方のようなものが国から示されているというか、そういう形になってくるんでしょうかね。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

先ほどの答弁でも申し上げましたように、原則国であったり、県であったり、あとは第1号被保険者であったり、市であったりで負担割合というのが決まっております。1号被保険者の場合は23%分となっておりますので、当然介護保険事業を持続的に運営していくためには、給付費が上がればそれに応じた負担をしていただくというような形になってこようかなあというふうに思っております。

◎委員（梶谷規子君） 今回、来年度予算では地域包括支援センターや介護予防の予算が一般会計に移ったんですよね。その移った分がこの保険料に跳ね返る分が少ないのかなあと思ったんですが、介護予防の予算がかなりあったと思うんですが、地域包括支援センター、介護予防の予算が一般会計に移ったにもかかわらず、どうしてなのかというところ。新たに介護保険会計に入ってきたものというのは具体的にあるのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

地域包括支援センターについては、重層的支援体制整備ということで、一体になって取り組むということで、今まで介護保険特会にありましたけれども、一般会計に移したと。ただ、1号被保険者の保険料であったり、そういった国・県であったり市の案分というのは発生してまいりますので、一般会計に移ったからといって負担がないというものではございません。

介護保険特会の中でも、細かく言うと事業として追加したようなものもございませぬけれども、そういったものも保険料には反映させたものとなっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませぬか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第17号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」反対の討論をさせていただきます。

2000年度から始まった介護保険制度は3年に1度の見直しがされ、今回は第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴って、介護保険料等の改正を行うものになっています。

これまでの議論の中で、保険料が跳ね上がらないように基金は全額取り崩してもらっていること、また低所得の市民の負担が増えないように、所得段階を13段階から16段階に細分化し、9段階から13段階については基準所得金額を細分化し、1段階から3段階までは軽減措置適用額にするなど努力していただいたと思います。

が、本人が市民税非課税でも、世帯の中に市民税課税者がいる第5段階の基準額は4,700円も引き上げられることになっています。世帯の合計所得金額が120万未満の第6段階の65歳以上の市民は9,900円も引き上がることになります。

所得金額820万以上の14段階、1,000万円以上の15段階、1,500万以上の16段階を創設して、新しく多段階にしてもらっているわけですが、この段階の市民に乗率をもう少し引き上げて、応能負担を強化することが求められるのではないのでしょうか。

国は、制度当初、介護給付費の4分の1、25%を国庫負担と言っていましたが、実質は20%で、5%は調整交付金として岩倉市には2.52%しか交付されていません。国は、最初の約束どおり、丸々4分の1、25%は国庫負担すべきだとこれまでも声を上げているところであります。

介護保険料値上げが含まれるこの議案に対しては、賛成できず、反対いたします。

◎委員長（井上真砂美君） 賛成意見はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 議案第17号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」賛成の立場から討論いたします。

今回の一部改正は、介護保険制度が3年ごとの見直しが行われている中、その見直しをする年に当たり、令和6年から8年までの保険料を定めていくものであります。

本市の高齢化率は、令和5年10月1日現在で25.3%、市民の4人に1人が高齢者となっています。また、75歳以上の人口割合は14.2%であり、今後さらに高齢者人口及び75歳以上の人口は増加するものと予測されます。

また、要支援・要介護認定者数も増加傾向であり、先ほど御答弁にありましたとおり、令和6年1月末現在の要介護認定者数と認定率を見ると、65歳以上の認定者は1,351人で、65歳以上の方の17.1%に当たります。また、75歳以上の認定者の割合は26.7%と75歳以上の4人に1人以上が認定者となっております。

団塊の世代が全て75歳となる来年2025年、また団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えて、より一層介護保険制度の在り方が重要になってくると考えられます。

第9期介護保険事業計画では、保険基準額の設定において、要介護認定者の増加に伴って、介護サービスの利用が増加することを見込み、保険給付費が増大することが反映されたものと考えています。

所得段階については、現行の第9段階から第13段階を細分化し、14段階から16段階を新設しています。

このことにより、低所得の方である1段階から3段階までの負担を軽減し、高所得の方の負担を増やす措置が取られ、応能負担が強化されています。

また、介護給付費準備基金の年度末残高を全て取り崩すなど、介護保険料の上昇を抑えることに努めておられます。

介護保険制度は、安定性と持続性が求められており、高齢者の自立した生活を支え、介護が必要になっても地域で安心して暮らせることが必要となります。そのため、引き続き介護予防事業のさらなる充実に取り組んでいただくとともに、市民にとって必要なサービスを確保し、介護保険制度を維持・運営していただかなくてはなりません。

したがって、今回の改正内容はやむを得ないものと考え、議案第17号について賛成といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第17号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第17号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 今後、75歳以上になられる方が増えていくというのが予想されるわけなんですけれども、介護を必要とする方々が。一方で、介護を担う方の減少も予想されるということで、介護の現場の様々な今後の業務改善などが盛り込まれた改正だと認識しています。

一方で、利用者へのサービスの低下というのがあってはならないということも思うわけなんですけれども、介護サービスの質の低下をしないような、そんな担保はどのようにお考えなのか、当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

今回の地域密着型サービスの基準の改正等につきましては、人員配置基準の緩和などによって、例えば管理者における兼務範囲を拡大するに当たっては、介護サービスの質を担保すること、かつ管理者がその責務を果たせる場合に兼務範囲を同一敷地内に限定しないことなどができるとしておりまして、サービスの質の確保はまず大前提となっております。

また、地域密着型特定施設入所者生活介護事業所の人員配置基準を見ましても、こちらの特例的に柔軟化するといった場合に、介護サービスの質の確保が行われていることなど、事業所内での委員会で検討する必要があり、かつ3か月以上試行して、その結果を市に提供する義務などがございます。

このように、制度的にサービスの質の確保は前提となっているわけですが、これらの基準が遵守されているかどうかは、指定権者である市が行う運営指導等によって業務内容を監督・指導することができますので、そういった形でサービスの低下につながらないように努めてまいりたいと考えております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 今回のこの一部改正に至った背景とか、経緯などを少しざっくりでもいいので教えていただけたらと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

今回の改正は、団塊の世代の全ての方が75歳以上となる2025年と団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えたものとなっております。また、生産年齢人口の減少が著しく、介護を含む各分野における人材不足がさらに大きな課題となることが見込まれるとともに、特に近年、物価高騰や全産業における賃金の引上げが進む中で、サービス提供体制の確保の観点から、介護人材の確保と介護事業所の健全な経営環境を確保することが重要な課題とな

っているといったことが背景となっております。

◎副委員長（伊藤隆信君） 今後を見据えたものでございますけど、介護従事者の皆さんの負担が増えるんじゃないかと心配いたしますけど、その辺のところについてお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

その辺りも国が定期的に調査をしているわけですが、最近でいきますとICTの導入であったり、そういったことによって負担が軽減しているという、そんな状況がございますので、そういったことの調査を含めて判断をしていると。そういったところですので、必ずしも介護従事者の負担が増えていく一方ということではないと考えております。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、地域指定の地域密着型サービスの事業者に対しての改正だと思うんですけども、こういった事業所は岩倉市にはどれくらいあるのか、教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

本市には、地域密着型サービス事業所としては12事業所ございます。

内訳を申し上げますと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が1か所、地域密着型通所介護事業所が4か所、認知症対応型通所介護事業所が1か所、小規模多機能型居宅介護事業所が2か所、認知症対応型共同生活介護事業所が4か所となっております。

◎委員（鬼頭博和君） ありがとうございます。

今回、この改正がされるということで、周知についてはどのような形になるのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

集団指導という年に1回集まって情報提供であったり情報交換をするような場がございますので、そういった場を通じて周知に努めていきたいと思っております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（日比野 走君） 6番の身体的拘束等の適正化というところでお伺いしたいんですけども、この身体的拘束というのは、従業員が直接自分の体を使って取り押さえるということなのか、もしくは何かしらのツールを用いて拘束するというものなのか、どの範囲までを適正な身体的拘束として想定されているのか、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

身体的拘束等ということで、等が含まれているわけですが、先ほど委員がおっしゃられたように、ツールを使って、例えば極端な話、縛ったり、立ち上

がれないようにしたりといった手法もございますし、あとは部屋から出られないようにしたりといったこともあります。そういった身体的拘束等の等の部分では、要は行動を制限するような、そういったことが含まれますので、それらを一切、原則は行わないという取扱いになっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 今回の改正で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所・施設でなくても差し支えないという旨を明確化するということがありますが、本会議の中でも質疑があって、答弁の中では岩倉市は市域が狭いので、同一敷地内ということでは差し支えない、大丈夫だというような答弁だったと思うんですが、事業所によって市内だけでなく、市外にあるところは含まれないんですか、この中では。お聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

この場合の兼務は、市内外問わずということになってくると考えております。市外も含まれるものと。

◎委員（榊谷規子君） 同じ事業所の中でも、市外と市内と両方持っているという事業所もあると思うので、本会議の答弁で岩倉市内は市域が狭いのでということには当てはまらないんじゃないかなと思ったわけですが、市外も含むということになれば。そこら辺はどうお考えでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

管理者の兼務につきましては、これまでも管理上、支障がない場合に限って、同一敷地内に限定して兼務を認めておりましたが、このたびの改正においても、管理上、支障がない場合に限った取扱いとなっておりますので、従来と同様、管理上、支障がない場合に限ったものなので、管理者の兼務により支障が生じることがないように、適切に指導をしていくということが必要になってくるかなあというように思っております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 先ほどの答弁の中で、介護従事者も生産年齢が増えてこない中で人材不足というところで、介護負担が増えていくという心配は、ICTの導入によって負担が軽減されているという事例が多いということ。答弁の中で言われたわけですが、やはり介護の現場というのはICTの導入によって負担を軽減させていいのかという疑問を持つわけですが、そこら辺はどうお考えなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

ICTが万能ではありませんので、ICTをもって介護の現場全てが合理化

できるというものではないかなあと考えていますけれども、調査の中には、例えば事業所によってはICTを導入することによって、1人1台パソコンであったり、そういった端末を持つことによって業務が効率化した、それによって必要な時間が8割ぐらいに減少したという、そんな状況もありますので、必要に応じての活用ということになってくるかなあと考えています。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第18号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」反対の討論を行います。

この条例の改正は、国のデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令、もう一点の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正というところに伴っての岩倉市での条例の一部改正を行うものでありますが、やはり今までの議論であったように、地域密着型サービス事業所が提供するサービスの質を担保しつつとはいっても、効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設でなくても差し支えない旨を明確化するということは、管理者の管理範囲が増え、今でも厳しい中で働いてみえる介護従事者を考えるとき、この規制緩和には賛成できるものではありません。離職者が、より発生してくるのではないのでしょうか。

また、ICTの導入によって負担が軽減されてくるという予測については、介護の現場の中で一人一人の人間に向き合って必要な介護の質を落とさないように介護をしていくという現場において、その負担が軽減されるということで見ているのかが問われてくる内容だと考えます。

国の方向がやはり規制緩和をどんどん広げてくるという状況の中で、高齢者が増え、生産人口が減りというこの情勢の中で、いかに介護現場がどうしていくのかというのが非常に問われてくる内容だと思います。

1人の職員の負担増になって、離職者につながっていくような状況にならないことを願うものですが、この条例の一部改正については賛成できるものではなく、反対といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 賛成意見はございませんか。

◎副委員長（伊藤隆信君） 議案第18号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の立場で賛成討論をいたします。

団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築、充実させることが重要であります。

今回の国の基準となる省令の改正は、介護報酬に関わる改正と併せて、社会保障審議会の審議を踏まえた上の改正であります。

今後、少子高齢化が進展し、介護を必要とする人が増大します。その結果、介護を担う人の減少が見込まれます。

現在、慢性的な人手不足により、人材の確保の困難な状況でございます。職場環境の改善や人員配置や運営基準の緩和を通じたサービス提供の体制の効率化及び業務の負担軽減を推進することが必要であります。

その一方、利用者へのサービスが低下してはならないのが介護サービス、質の担保は必須であります。

国の基準となる省令の改正内容は、管理者の兼務できる事業所の範囲の緩和、身体的拘束等の適正化、業務の効率化、介護サービスの質の向上、職員の負担軽減などの観点から、見直しがされました。基準緩和については、管理上、支障がないことなど、介護サービスの質は担保されている必要があり、利用者へのサービス提供に支障がない場合に限定されております。

岩倉市の条例改正は、国の基準となる省令と同様の内容の改正であります。今後、指定地域密着型サービス事業者の健全な運営や利用者への良質なサービス提供を引き続いて行っていくためにも必要な改正であります。

以上でございますので、賛成といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第18号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第18号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第19号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 先ほどの第18号と同様の質問になりますけれども、今後サービスを提供する側の担い手が少なくなっていく、また団塊の世代を含めて、団塊ジュニア等を考えますと、サービスが必要な方の増加も見込まれるということで、職場環境の改善を踏まえた改正だと思います。

先ほどと同じ質問になりますけれども、そのサービスの質の担保というのが非常に重要なところだと思います。

市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

こちらでいきますと、人員配置基準の緩和等については、例えば管理者における兼務範囲を拡大するに当たっては介護サービスの質を担保すること、かつ管理者がその責務を果たせる場合に兼務範囲を同一敷地内に限定しないということができるとしておりまして、こちらでもサービスの質の確保が大前提となっております。

また、従業員の員数の見直しにつきましても、ケアマネジャーの業務環境が大きく変化をし、ケアマネジャー1人当たりの1か月間の労働投入時間が減少していることなど、国の実地調査により判明いたしまして、人材の有効活用の必要性から見直されるものとなりますが、こちらにつきましてもケアマネジメントの質を確保することが前提となっております。

このように、サービスの質の確保は前提となった見直しとなっておりますので、基準が遵守されているかどうかは指定権者である市による運営指導であったり、あとケアプランチェックなどによりまして、業務内容やケアプランを監督・指導していくこととなりますので、そういった指導であったりに努めていきたいと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

もう一点だけ、すみません、確認させてください。

サービスの提供に関する記録なんですけれども、これは本会議でも答弁が、議案説明だったかな、あったと思うんですが、国は2年という基準を示して

いるんですけれども、岩倉市は独自に5年という基準にしているという説明があったかと思います。

岩倉市は5年にしたその背景というか、考え方があれば、教えていただきたいです。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

2年よりちょっと拡大して5年にしているというところなんです、岩倉市の文書管理規程上、1年では短過ぎると思ひまして、その次が5年ということですので、5年が適当かなあということとしております。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、人数の制限が少し緩和されるんですけれども、従業員1人に対して、今まで35人だったところが44人になると。また、その下ですね。説明書のほうでは、データを電子的に送受信するための情報システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合は利用者の数が49人になるということで、この根拠についてお聞かせいただきたいと思ひます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

居宅介護支援事業所を取り巻く環境が変化したことを踏まえて、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め、人材を有効活用するために、居宅介護支援費についての見直しが行われまして、それと同時に基本報酬と取扱件数の整合性を図る観点から、人員配置基準についても見直されたものです。

報酬及び基準の見直しに当たりましては、国が令和4年度に行いました実地調査により、多くの事業所においてパソコンなどのICT機器を1人1台利用していることなど、業務の効率化が図られておりまして、ケアマネジャー1人当たりの1か月間の労働投入時間が減少していることであつたり、ケアプランデータ連携システムを利用することで事務作業の負担軽減が期待できることなど、ケアマネジャーの業務環境が大きく変化したことが背景にあるとしております。

◎委員（梶谷規子君） ケアマネジャーさんのケアマネジメントが利用者の35人に1人が今、鬼頭委員が質問されたように44人になり、事務職員を配置している場合においては49人と基準の見直し、非常に緩和されたわけですが、やはり今御答弁にあつたパソコン、ICT機器を用いることによって効率化が図られた、ケアマネジャーさんの事務負担が見直されたということではありますが、果たしてデジタル技術を幾ら使っても、このような緩和が許されるのかと思ひわけです。本当に一人一人の利用者の方、認定された人、一人一人の状況・状態の把握、一人一人の利用者にきちんと向き合つた状態の把握をして、一人一人にきちんと寄り添つたケアマネジメントになっていく

のかというのが非常に心配するものですが、先ほどそこは市によるケアプランチェックなどもしていくとおっしゃられました、ケアプランチェックは市としてどのようにされていくのでしょうか。新たなチェック体制をつくっていくというような、新たな組織をつくるとか、今ある組織の中で具体的にどのようなケアプランチェックをされようとしているのか、お聞きします。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） ケアプランの点検につきましては、現在も事業所のほうに地域包括支援センターの職員と市の職員が行って、行っております。

この改正によりまして増えたところにつきましては、そこを優先的にといますか、重点的に検査、チェックのほうをしていくような形で現状は考えております。

◎委員（梶谷規子君） 別で新たな組織をつくっていくのではなく、現在もやっているような状況で、市の職員が行ってチェックをされるということですが、では現在ケアプランのチェックをしている中では、1人のケアマネジャーさんが利用者何人を持っているのかというのは、どのようにつかんで見えますか。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） 今、どこの事業所が幾つという数字はちょっと持ち合わせておりませんが、実際行くときに当たりまして、何人ぐらい持っているかというのは、その時点では把握しているというような形になります。

◎委員（梶谷規子君） きちんとした、はっきりした数でなくてもいいんですが、いろんな事業所をチェックしている中で、もう35人いっぱいいっぱい、もっと余裕があって増やせるとか、何かそういうような現状を職員として見ていらっしゃるのか、今でもいっぱいいっぱいだという状況なのかというのをどのように把握されているのかというのをお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） 既に現時点で余裕があるとかいうような声は、実際は聞いておりません。また、多分事業所によって様々な形にはなるのかなとは考えております。

今回の改正に当たりましては、あくまでもできる規定ですので、しなければならぬというわけではございませんので、そういったことで余裕があるところが増やしていくというような形では考えております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 1点だけ、お聞かせください。

第5条の改正のほうで、以前は説明を行い、理解を得なければならないと

いうふうな形であったんですけれども、今回は努力義務というふうで理解を得るように努めなければならないというふうに改正のほうでなされているんですが、先ほど片岡委員も言われたように、質の担保とかいう部分でも、このケアプランのほうを公正中立の観点から図るので、やはりこの理解を得なければならないから努力義務になった理由をお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

まず、努力義務になったといったところでいきますと、事業所にとって若干負担が大きかったということもまず1つありますけれども、こういった事業所に、集中しないようにというのが本来の趣旨であるところなんです。それを説明する中で、逆に多くの利用者がいるところに集まってしまうと、そういった傾向もあるということを含めて、義務ではなくて努力義務としたということとなっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第19号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」反対の討論を行います。

国のデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が施行されたこと、また指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されて、また指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴って、今度の所要の改正を行わなければならないということでの改正なわけですが、指定居宅介護支援事業所の従事者の員数の基準について、利用者35人に対して従事者1人としていたものを44人に対して1人に改めるという内容は、ただでさえ業務が大変な中、負担を増やすことにならないか、また利用者一人一人に対して、利用者にきちんと向き合っている状態の把握をしていく、また一人一人に寄り添ったケアマネジメントになっていくのかと大変心配するものです。

さらに、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための情報処理システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合においては、利用者49人に対して従事者1人とするなど、とんでもないことだと考えます。

本当に一人一人の利用者の方の把握というのが、デジタル技術を幾ら使っても本当にそのお一人お一人の状況把握がきちんとできるのかどうか、一人一人に寄り添ったケアマネジメントになっていくのか、非常に心配するものであります。

やっぱり、一人一人の利用者の方の尊厳を大事にした本当に丁寧な把握というのは、デジタル技術を使っても事務作業の負担軽減にはならないのではないのでしょうか。

ケアマネジャーさんや医療従事者の方たちの、この改正は抜本的な処遇改善ではないと考えます。ケアマネジメントの質の向上と言いながら、抜本的な改善になっていないのではないかと考えるものです。

先ほどの議論の中で、きちんと市としてケアプランのチェックをしていくということを言われました。また、44人に1人、49人に1人としていくというこの改正はできる規定であって、余裕のあるところが増やしていただくということも答弁の中にあっただけで、現在でも余裕があるという声は聞いていないということなので、そこをきちんと市として見ていっていただきたいと思います。

この条例の一部改正は、今の状況の中で非常に介護従事者にとっても、介護の利用者にとっても、質のいい介護サービスにつながる、ケアマネジメントにつながるというものではないと考え、市としては国の省令が改正されるという中で仕方がない一部改正案だと思いますが、賛成するわけにはいかず、反対といたします。

◎副委員長（伊藤隆信君） 議案第19号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成討論をいたします。

団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築、充実させていくことが重要であります。

今回の国の基準となる省令の改正は、介護報酬に関わる改正と併せて、社会保障審議会の審議を踏まえた上の改正であります。

今後、少子高齢化が進展し、介護を必要とする人が増大する。その結果、介護を担う人の減少が見込まれます。

現在、慢性的な人手不足により、人材確保が困難な状況であります。職場環境の改善や人員配置や運営基準の緩和を通じたケアマネジメントの提供体制の効率化及び業務の負担軽減を推進することが必要であります。

その一方で、利用者へのサービスが低下してはならないので、ケアマネジメントの質の担保は必須であります。

国の基準となる省令の改正内容は、管理者の兼務できる事業所の範囲の緩和、身体的拘束等の適正化、業務の効率化、ケアマネジメントの質の向上、職員の負担軽減などの観点から、見直しがされました。基準の緩和については、管理上、支障がないことなど、ケアマネジメントの質の担保がされている必要があり、利用者へのケアマネジメントの提供に支障がない場合に限定されています。

岩倉市の条例改正は、国の基準となる省令と同様の内容の改正であります。今後の指定居宅介護支援事業所の健全な運営や利用者への良質なケアマネジメントの提供を引き続き行っていくためにも必要な改正でありますので、賛成といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第19号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第19号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第20号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 議案第20号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」反対の討論を行います。

この議案は、議案第18号で述べたような内容で、介護サービスではなく要支援1・2の方の介護予防のための効果的な支援の方法に関するということで、議案第18号で述べたような内容で賛成できるものではなく、国が決めたものに市が従っていかなければならないということで、大変厳しい状況だとは思いますが、賛成するわけにはいかず、反対とさせていただきます。

◎副委員長（伊藤隆信君） 議案第20号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の立場で討論をいたします。

さきの議案第18号では、要介護者が利用できる指定地域密着型サービスについての改正でありました。この議案では、要支援者が利用できる指定地域密着型介護予防サービスについての改正であります。

改正内容は、さきの議案第18号と同様のものとなっています。

岩倉市の条例改正は、国の基準となる省令と同様の内容の改正で、今後の岩倉市地域密着型介護予防サービス事業者の健全な運営や利用者への良質なサービス提供を引き続き行っていくために必要な改正でありますので、賛成といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結して、直ちに採決に入ります。

議案第20号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第20号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第21号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第21号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」反対の討論を行います。

この議案は、19号と同様の内容も多いわけですが、19号で要介護者の方のサービス、そのケアマネジメントについての、本当にその方たちの向上になっていくのか、介護従事者の人たちにとって、本当にいい内容になっていくのかと問われるところですが、利用者の方、今度は要支援の方たちについては要介護者と違い、要介護者は1か月に1回、きちんと状況を把握しなくてはいけないというところを要支援者は3か月に1回の把握をしていくということではありますが、これがテレビ電話装置などの活用も認めるということになってきたわけですが、コロナの感染時などはテレビ電話の装置での対面なども有効な手段とされてきて、デジタル技術の発達によりということでは今回の改正にもつながったと考えますが、やはり要支援者の方、お一人お一人をきちんと把握していくためには、テレビ電話装置では難しいと思います。やはり、原則は対面でお一人お一人の要支援者の方の3か月の中での変化は、状態をしっかり見て、お顔を見ての対面での把握、状況を知っていくことが大事だと思います。

そういった中で、19号で述べたような内容と同様で、賛成するわけにはいかず、反対とさせていただきます。

◎副委員長（伊藤隆信君） 議案第21号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の討論をいたします。

さきの議案第19号では、要介護者が利用できる指定居宅介護支援についての改正でありました。この議案では、要支援者が利用できる指定介護予防支援についての改正であります。

改正内容はおおむね、さきの議案第19号と同様のものとなっております。

議案第19号と異なる改正点は、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける基準を定める箇所等であります。

岩倉市の条例改正は、国の基準となる省令と同様の内容の改正であります。今後の指定介護予防支援事業所の健全な運営や利用者の良質な介護予防ケアマネジメントの提供を引き続き行っていくために必要な改正でありますので、賛成といたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結して、直ちに採決に入ります。

議案第21号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第21号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号「岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 公共施設の再配置計画に基づいてということで、施行期日が令和7年4月1日からとなっております。

令和6年度は、この譲渡に向けて、1年間動いていくということは報告を受けておりますけれども、仮の話なんですけれども、例えば譲渡が不調になった場合の話なんですけれども、不調になった場合、これの廃止を先にしておくことによって、何か問題が起こらないかなということをお心配するわけがございます。その辺は、どのようにお考えなのか、当局の見解をお聞かせい

ただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今、おっしゃられたとおり、希望の家につきましては公共施設再配置計画の中で、希望の家としては存続をしていかないということは決定しておりまして、その中で現在譲渡先を検討しているものです。

この廃止条例の施行日につきましては、住民の利用に供することをやめる日ということで、6年度末の終わった令和7年4月1日というふうにさせていただいているものです。

したがいまして、仮に譲渡先が決まらなかったといたしましても、希望の家として利用に供するということを継続していくことは今のところございませんので、この廃止条例が不要になるということはないというふうに理解をしております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第24号「岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第24号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第1号に入ります。

陳情第1号「職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情」、第2号「安全安心な保育を守り、職員が働き続けられ

る保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情」、本陳情2件の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくと聞こえました。

聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。